

## 平成30年 3 月和水町議会定例会会議録

平成30年 3 月 5 日和水町議会第 1 回定例会を議場に招集された。

1. 平成30年 3 月 5 日午前10時00分招集
2. 平成30年 3 月 5 日午前10時00分開会
3. 平成30年 3 月 5 日午後 2 時06分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 生 山 敬 之  | 2 番 森 潤一郎    | 3 番 蒲 池 恭 一  |
| 4 番 豊 後 力    | 5 番 荒 木 政 士  | 6 番 松 村 慶 次  |
| 8 番 庄 山 忠 文  | 9 番 荒 木 拓 馬  | 10 番 池 田 龍之介 |
| 11 番 杉 村 幸 敏 | 12 番 笹 渕 賢 吾 | 13 番 高 巢 泰 廣 |

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(2名)

|           |              |
|-----------|--------------|
| 7 番 小 山 暁 | 14 番 杉 本 和 彰 |
|-----------|--------------|

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

|         |       |     |         |
|---------|-------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 北 原 望 | 書 記 | 前 田 聡 子 |
|---------|-------|-----|---------|

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

|            |         |              |         |
|------------|---------|--------------|---------|
| 町 長        | 福 原 秀 治 | 教 育 長        | 小 出 正 泰 |
| 総務課長兼総合支所長 | 上 原 真 二 | 会 計 管 理 者    | 池 本 文 雄 |
| まちづくり推進課長  | 高 木 浩 昭 | 税 務 住 民 課 長  | 石 原 康 司 |
| 健康福祉課長     | 高 岡 悦 雄 | 商工観光課長       | 前 渕 康 彦 |
| 建 設 課 長    | 中 嶋 光 浩 | 農林振興課長兼住民課長  | 富 下 健 次 |
| 農業委員会事務局長  | 石 原 忠 邦 | 学 校 教 育 課 長  | 樋 口 哲 男 |
| 学校統合推進室長   | 下 津 隆 晴 | 社会教育課長補佐     | 益 永 浩 仁 |
| 町立病院事務部長   | 池 田 宝 生 | 特別養護老人ホーム施設長 | 樋 口 幸 広 |

- 
12. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び施政方針

|       |        |                                                                              |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第5  | 承認第1号  | 専決処分の承認について<br>(平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第4号))                                   |
| 日程第6  | 議案第1号  | 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                                  |
| 日程第7  | 議案第2号  | 和水町工場設置奨励条例の一部改正について                                                         |
| 日程第8  | 議案第3号  | 和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正について                                                  |
| 日程第9  | 議案第4号  | 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                                                    |
| 日程第10 | 議案第5号  | 和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について                                   |
| 日程第11 | 議案第6号  | 和水町介護保険条例の一部改正について                                                           |
| 日程第12 | 議案第7号  | 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について                                |
| 日程第13 | 議案第8号  | 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について                           |
| 日程第14 | 議案第9号  | 和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第10号 | 和水町農業就業改善センター設置及び管理条例の廃止について                                                 |
| 日程第16 | 発議第11号 | 平成29年度和水町一般会計補正予算(第5号)                                                       |
| 日程第17 | 発議第12号 | 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第4号)                                                 |
| 日程第18 | 議案第13号 | 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算(第3号)                                                   |
| 日程第19 | 議案第14号 | 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)                                              |
| 日程第20 | 議案第15号 | 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)                                                   |
| 日程第21 | 議案第16号 | 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第5号)                                                    |
| 日程第22 | 議案第17号 | 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算<br>(第3号)                                         |
| 日程第23 | 議案第18号 | 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第2号)                                                |
| 日程第24 | 議案第19号 | 平成29年度和水町病院事業会計補正予算(第2号)                                                     |
| 日程第25 | 議案第20号 | 平成30年度和水町一般会計予算                                                              |
| 日程第26 | 議案第21号 | 平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算                                                        |
| 日程第27 | 議案第22号 | 平成30年度和水町介護保険事業会計予算                                                          |
| 日程第28 | 議案第23号 | 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算                                                     |
| 日程第29 | 議案第24号 | 平成30年度和水町簡易水道事業会計予算                                                          |
| 日程第30 | 議案第25号 | 平成30年度和水町下水道事業会計予算                                                           |
| 日程第31 | 議案第26号 | 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算                                                    |
| 日程第32 | 議案第27号 | 平成30年度和水町春富財産区特別会計予算                                                         |
| 日程第33 | 議案第28号 | 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算                                                       |

日程第34 議案第29号 平成30年度和水町病院事業会計予算

日程第35 陳情等の委員会付託等について

---

開会・開議 午前10時00分

○副議長（高巢泰廣君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

ただいまから、平成30年第1回和水町議会定例会を開会します。

杉本議長は病気療養中のため欠席です。したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、本定例会は、副議長の高巢が議長の職務をとります。

また、小山議員は本日の欠席届が出ております。

荒木社会教育課長が、体調不良のため益永課長補佐が出席いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（高巢泰廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番、庄山忠文君、9番、荒木拓馬君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○副議長（高巢泰廣君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月9日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○副議長（高巢泰廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月9日までの5日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○副議長（高巢泰廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成30年第1回和水町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案は、専決1件、条例10件、補正予算9件、当初予算10件、人事16件、計46件であります。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正・妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

各位には十分御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下、教育委員会等の説明者の出席を要請しております。

12月定例会以降の主な行事及び地方自治法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定に基づき、報告を受けた監査及び出納検査の状況は、別紙にてお手元に配付いたしておりますとおりです。

この中で、2月16日に開催されました熊本県町村議会議長会の定期総会の中で、熊本県町村議会議長会から自治功労の表彰があつております。我が和水町から笹渕議員が23年以上在職ということで表彰を受けております。この場を借りて御報告申し上げます。

おめでとうございます。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

---

#### 日程第4 行政報告及び施政方針

○副議長（高巢泰廣君） 日程第4、行政報告及び施政方針を行います。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆様、おはようございます。福原でございます。

議長のお許しを得まして、定例議会の開会にあたりましてのごあいさつと、行政報告並びに新年度の施政方針を申し述べさせていただきます。

過ぎてみますと、本当にまたたく間の4年間でありますが、いよいよ任期最後の定例議会を迎えることとなりました。杉本議長には入院加療中であられ、謹んでお見舞いを申し上げ、御回復を祈念いたしたいと存じますが、その他の議員各位におかれましては、本会議にもつつがなく御出席を賜りまして、心からの御礼を申し上げます。

また、本日は、今の時刻では見えておりませんが、議場内の町民の皆様におかれましては、今回に限りませず議会をお見守りいただき、いろいろな御意見等もいただきましたこと、本当にありがたく存じております。今後とも相変わらぬお見守りをよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、国民の熱気呼んだ平昌冬季オリンピックも史上最高戦績で日本選手団も帰国をいたしました。また、本町でもバドミントンの国際大会、バスケットプロリーグなどでは、本町出身の選手が大活躍をし、また、各種駅伝大会でも玉名郡の中心的代表として、本町選手が大健闘をしていただきました。と同時に、町内外におきまして、12月から3月にかけては重要行事の連なる期間でもございます。この大切な時期に入院加療、手術と席を離れることになってしまい、お詫びの言葉も申し上げる言葉もございませんが、本当に心からお詫びを申し上げ、お許しを乞うばかりでございます。本当に申し訳ございませんでした。お世話になりました。

年末の消防団年末警戒巡視、箱根駅伝の金栗賞授与、成人式、それから消防団の出初式、肥後国衆まつりなど大きな行事が目白押しでありましたが、杉本議長はじめ議会議員の皆様、各種団体の皆様の御支援をいただき、また、職員各位の努力、尽力もございまして、無事に終了するこ

とができております。お力をいただきましたお一人お一人に心からの御礼を申し上げます。

なお、個々の行事等につきましては、時間の関係もございますので、お手元の行政報告の主要行事の一覧表を御参照いただければ幸いです。

私自身の今後でありますけれども、まだ入院加療中でありまして、本日も病院の一時外出許可を得て出席をいたしている状況でございます。もう退院まで遠くはないと思っておりますが、その後の責務を果たす確信は明言が難しい現状でございます。それらを考慮しますと、この先でさらに御迷惑をおかけする事態になりますと、逆に町として取り返しがつかないと判断をいたし、2期目の町長選出馬を断念せざるを得ず、先般の不出馬表明にいたったわけでございます。1期目の4年間で道筋がたった事案、途中まで進んだ事業、着手ができなかった分野等、たくさんのやり残し課題がございます。再度御支援をいただき、次期には猛進したいと意を決しておりましたが、このような結果となりますことを全町民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げたく存じます。

新年度にかかわる施政方針でございますが、申し上げましたとおり、来る25日の町長選挙で選ばれることになります新町長に次の4年間の舵取りを託すことになりますので、立ち入ったことまで言及するのはいかがであるかとも考えます。ただ、ぜひとも御配慮をいただきたい事業がいくつかございます。

まず1番目ですが、菊水地区の小学校統合につきましては、私の力不足もありここまで遅延し、町民の皆様の御意向で決められた方針に沿って現在進捗中でございます。これ以上の遅延がないよう御高配をぜひお願い申し上げたいと思います。

次に、番城地区の造成につきましては、先人の魂も込められた地を、スポーツ振興、また、学校教育の一環施設として具現化がかなえばありがたいと存じております。また、金栗四三翁の大河ドラマ「いだてん」につきましては、今現在できる限りの対応をしておりますけれども、議員各位や町民の目からいたしますと、歯がゆい部分もあろうかと思えます。ただ、御存じのようにこのドラマの決定が突然であっただけに、行政としては非常に対応がきつい部分がございます。もちろん御意見、御助言はありがたく、今後もぜひお願いいたしたいと思いますが、と同時に、各地域や各団体にあって、動きを活発にいただければ職員もやりやすいのかなと思っておりますので、ぜひ各方面に御理解、御協力をお願い申し上げたいと存じております。日本遺産の利活用につきましても同様に考えるところでございます。

御案内のとおり、教育・子育て・医療・福祉・農業・産業と問題は山積しておりますが、今後は財政状況もさらに厳しくなり、特に歳入では減少を十分に確保しておかなくてはなりません。常時財政面とのバランスを重視していく必要があると考えます。新しい執行部に思いを託させていただきたいと思えます。

この4年間、未熟かつ不慣れでありましたが、議会にも、また町民の皆様にもお支えとお力添えをいただき最後の議会を迎えました。心からの感謝と御礼を申し上げますとともに、議員各位におかれましては、3月25日には議員選挙でございます。どうぞ最善の御努力をお祈り申し上げ、和水町の将来に向けての存分の御活躍を祈念申し上げます。本当にお世話になりました。

以上、措辞ながら4年間の御礼と、本定例議会のごあいさつとさせていただきます。平成30年3月5日、和水町長、福原秀治。本当にありがとうございました。

---

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

(平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第4号))

○副議長(高巢泰廣君) 日程第5、承認第1号「専決処分の承認について(平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第4号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長(中嶋光浩君) 承認第1号、専決処分の承認について、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第4号)についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

表紙の裏面を御覧ください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,336万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月1日専決、和水町長職務代理者、和水町職員、上原真二でございます。

内容について、歳出から御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費を113万8,000円増額し、3,318万5,000円となります。内訳として、11節需用費の修繕料を113万8,000円増額するものです。これは県道に設置してあるマンホールの蓋にがたつきが生じ、それを起因として周辺の舗装にも損傷が発生して、車両の通行に支障を来していたため修繕を行ったものです。

次に、歳入でございますが、5ページを御覧ください。

5款繰越金、1目繰越金の前年度繰越金について、113万8,000円の増額補正をしております。これは事業費が増額したことにより今回補正を行うものであります。

以上で、承認第1号、専決処分の承認について、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第4号)についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。

---

#### 日程第6 議案第1号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○副議長(高巢泰廣君) 日程第6、議案第1号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） それでは、議案第1号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治。

和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、和水町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年和水町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中、「加算した額に」の次に「6月に支給する場合には」を「100分の85」の次に「12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中、「勤勉手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を「100分の40」の次に「12月に支給する場合には100分の45」を加える。別表第1及び別表第2を次のように改める。

続いて、15ページをお開きください。

第2条、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第19条第2項中1号中、「6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中、「6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2、第1条の規定により、改正後の和水町一般職の職員の給与に関する条例、事項における（「改正後の給与条例」という）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

本条例の一部改正にあたっては、地方公務員法第14条第1項及び第24条第2項に基づき、国家公務員に準拠することとして、平成29年人事院勧告に基づき行うものです。

改正内容の主な点といたしましては、勤勉手当の支給額を年0.1月分、再任用職員は0.05月分を引き上げるものです。また、月例級において民間格差平均631円を是正するため、給与表を改正するものでございます。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

---

## 日程第7 議案第2号 和水町工場設置奨励条例の一部改正について

○副議長（高巢泰廣君） 日程第7、議案第2号「和水町工場設置奨励条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 議案第2号、和水町工場設置奨励条例の一部改正について御説明いたします。

和水町工場設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治です。

和水町工場設置奨励条例の一部を改正する条例。

和水町工場設置奨励条例（平成28年和水町条例第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条第3号中前2号を前号に改め、同号を同条第2号とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由について御説明いたします。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）が、平成29年7月24日に施行されたことに伴い、条例を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由であります。

以上で、議案第2号、和水町工場設置奨励条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第8 議案第3号 和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正について

○副議長（高巢泰廣君） 日程第8、議案第3号「和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 議案第3号、和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正について、御説明いたします。

和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治です。

和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部を改正する条例。

和水町農村地域工業導入促進審議会条例（平成18年和水町条例第122号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。和水町農村地域産業導入促進審議会条例。

第1条中、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第18条第2項を、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第14条第2項に、和水町農村地域工業導入促進審議会を、和水町農村地域産業導入促進審議会に改める。

第7条中、商工観光課をまちづくり推進課に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由について御説明いたします。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）が、平成29年7月24日に施行されたことに伴い、条例を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由であります。

以上で、議案第3号、和水町農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正についての説明を終わります。



御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第9 議案第4号 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○副議長（高巢泰廣君） 日程第9、議案第4号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第4号、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

和水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

まず、今回の一部改正につきましては、上位法令等の改正に伴い条例を改正することになりますので、まず下の段の提案理由のほうから説明したいと思います。

提案理由のほうを御覧いただきたいと思います。

提案理由、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療広域連合の被保険者となった場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、この条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

具体的に申しますと、第3条、保険料の徴収の第2号中に、今回上位法令であります高齢者の医療の確保に関する法律の中に、第55条の2の規定が新設されましたので、この新設された部分を加え、新たに5号として1号を加える改正となり、平成30年4月1日からの施行となります。

具体的な改正の概要としましては、まず、従前地特例の内容について説明しますと、国保また後期高齢者医療保険の被保険者は、原則として従前地の保険に加入しますが、被保険者が施設入所やまたは長期入院等の事情で、他市町村のまたは他の都道府県に移動しても、移動前の国保や後期高齢者医療保険を継続する制度となっております。しかし、この特例は同一制度内の保険者間、国保から国保、または後期高齢から後期高齢下では継続されますが、75歳の年齢到達や65歳以上の障害認定により、国保から後期高齢者医療保険に加入する場合には、住所地特例が継続されず、施設がある後期高齢者保険に加入することになり、当該後期高齢者医療保険の財政負担が生じるという問題点が指摘されたことに伴い、今回制度が見直しをされております。この問題点の解消のために、国保の住所地特例の適用を受けている被保険者が後期高齢者医療に加入する際にも、住所地特例の適用を引き続き継続して受けることになるため、この改正を行うものとなります。

以上で、和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

**日程第10 議案第5号 和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について**

○副議長（高巢泰廣君） 日程第10、議案第5号「和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第5号、和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

提案理由です。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第83号）により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで熊本県の条例で定められていた指定居宅介護支援等の事業の基準について制定する必要がある。

これが、この条例を提案する理由でございます。

この条例のですね、要するに指定居宅介護支援事業所とは、デイサービス等の介護保険サービスと利用者をつなぐケアプランを作成する事業所のことです。そこにはケアマネージャーが所属し、町内では5事業所ありますが、その指定事務をこれまで熊本県が行っていましたが、事業の人員や運営に関する基準を県条例にて定めていましたが、法改正により町で基準を定めることとなったため、今回この本条例を制定するにいたしました。

以上で、議案第5号、和水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

---

**日程第11 議案第6号 和水町介護保険条例の一部改正について**

○副議長（高巢泰廣君） 日程第11、議案第6号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第6号、和水町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町介護保険条例の一部を改正する条例。

和水町介護保険条例（平成18年和水町条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中、「平成27年度から平成29年度までの各年度」を「平成30年度」に改める。

第16条中、「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

提案理由、介護保険法第117条第1項の規定に基づく平成30年度から平成32年度までの「第7期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に併せ、保険料率の適用期間や低所得者に対する保険料の軽減措置の延長と所用の改正を行う必要がある。

これが、この条例を提案する理由でございます。

今回、3年を1期とします第7期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を決定しました。月額5,800円は前期の第6期と同額の算定となりましたが、適用期間の改正や消費税増税分を財源とした、低所得者に対する軽減措置の延長と所用の改正を行う必要があり、一部を改正を行いました。

去る2月23日開催の介護保険運営協議会におきまして承認いただいているところでございます。以上で、議案第6号、和水町介護保険条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

## 日程第12 議案第7号 和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

○副議長（高巢泰廣君） 日程第12、議案第7号「和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第7号、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。

和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正する条例を別紙のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の規定により、平成30年厚生労働省令第4号による省令改正を受け、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準について改正する必要があります。

これが、この条例案を提出理由でございます。

たくさん付けておりますが、どういうことを書いてあるか御説明申し上げます。

この地域密着型サービスとは、その名のとおり、その地域に密着した介護保険サービスのことで、本町において認知症型共同生活介護、いわゆるグループホームが2事業所、定員18名以下の小規模のデイサービス事業が2事業所ございます。それ以外の介護保険サービスは、これまでどおり県知事指定の広域型として区別されております。

地域密着型サービスは町指定のサービスになりますので、条例にて基準等を定める必要があり、平成25年条例第15号に定めておりましたが、今回、平成30年厚生労働省令第4号による省令改正を受け、新たに身体拘束等の適正化や介護医療院等の新たな介護保険サービスの創設に併せ、所用の改正を行う必要があり一部改正を行っております。

この介護療養院と申しますのは、今後増加が見込まれます慢性期の医療、介護、そういったニーズに対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を備えた新たな介護保険施設ということになります。

以上で、議案第7号、和水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第13 議案第8号 和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○副議長（高巢泰廣君） 日程第13、議案第8号「和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第8号、和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

1 ページを、次のページを開けていただきたいと思います。内容のほうはあとで御説明申し上げますが、提案理由のほうを申し上げます。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の規定により、平成30年厚生労働省令第4号による省令改正を受けて、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準について改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

先ほど議案第7号で申し上げました地域密着型は、要介護の部分でございまして、こちらの議案第8号は介護予防ということで、要支援1、2になります。議案第7号と同じく地域密着型サービスについての改正でありまして、本条例はその地域密着型サービスにおける要支援認定者に対する介護予防サービスの基準を定めるものでございます。

地域密着型介護予防サービスは、同じく町指定のサービスになりますので、条例にて基準等を

定める必要があり、平成25年条例第16号にて定めておりましたが、今回、平成30年厚生労働省令第4号による省令改正を受けて、身体拘束等の適正化や介護医療院等の新たな介護保険サービスの創設に併せ、所用の改正を行う必要があり、一部改正を行いました。

以上で、議案第8号、和水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

**日程第14 議案第9号 和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について**

○副議長（高巢泰廣君） 日程第14、議案第9号「和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） 議案第9号、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

その次からの先はまたあとで説明しますので、提案理由のほうから申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等の規定により、平成30年厚生労働省令第4号による省令改正を受けて、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準について改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

内容について説明申し上げます。

指定介護予防支援とは、要支援認定者へのケアプラン作成及び一連の相談対応のことであり、本町においては、健康福祉課内の地域包括支援センターがその任を担っております。利用者である住民と介護予防サービスのつなぎ役となっております。今回医療と介護の連携強化や障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を明確にするなど、生涯福祉サービスからの介護保険サー

ビスヘスムーズに移行する利用者に負担に配慮した一部改正が主な内容となっております。

以上で、議案第9号、和水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第15 議案第10号 和水町農業就業改善センター設置及び管理条例の廃止について

○副議長（高巢泰廣君） 日程第15、議案第10号「和水町農業就業改善センター設置及び管理条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林振興課長 富下健次君

○農林振興課長（富下健次君） 議案第10号、和水町農業就業改善センター設置及び管理条例廃止について御説明申し上げます。

和水町農業就業改善センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町農業就業改善センターは、昭和55年に和水町大田黒地区に建設され、農業就業者に対する就農指導及び福利施設として活用されておりましたが、35年の経過ののち経年劣化及び台風等の自然災害により破損、及び一昨年起きました平成28年熊本地震において多大なる損傷を受け、調査結果を判断し、倒壊の危険性があるため今後の利活用が見込めないことから、施設の廃館に伴い、和水町農業就業改善センター設置及び管理条例を廃止するものであります。

以上で、議案第10号、和水町農業就業改善センター設置及び管理条例を廃止する条例の提案説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第16 議案第11号 平成29年度水町一般会計補正予算（第5号）

○副議長（高巢泰廣君） 日程第16、議案第11号「平成29年度水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第11号、平成29年度和水町一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

平成29年度和水町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,772万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億957万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正) 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月5日提出、福原秀治でございます。

まず第1表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

説明は資料の歳入歳出補正予算事項別明細書にて主なものを説明いたします。

10ページをお開きください。

1款町税、個人分、法人分を合わせまして1,671万円を追加いたします。徴収率のアップと新たな法人の発掘等による増加でございます。

続きまして、12款分担金及び負担金の農林水産業費負担金を118万円減額するものでございます。これは、農地等の災害復旧事業において国の補助率が嵩上げとなり、受益者負担等が減額となったものです。

11ページの14款国庫支出金の1目民生費国庫負担金に634万6,000円を追加いたします。これは、障害者総合支援給付経費の増によるものでございます。その下、3目、災害復旧費国庫負担金を565万5,000円を減額いたします。これは補助対象外経費を減額するものでございます。

12ページの2目民生費国庫補助金を1,050万7,000円を減額いたします。これは障害者に係る地域生活支援事業や臨時福祉給付金の実績を踏まえ減額するものです。その下、4目土木費国庫補助金に930万8,000円を追加いたします。これは道路橋梁費の道路新設改良費に係る補助金の増額分です。

13ページ上段、15款県支出金、2目民生費県負担金に536万3,000円を追加いたします。増額の主なものといたしまして、県から国保の保険基盤安定負担金としてはいるものでございます。

15ページ、17款寄附金、1目寄附金に1,419万9,000円を追加いたします。これはふるさと応援寄附金の増加によるものでございます。

16ページ、21款町債は、合計で3,610万円を減額いたします。起債対象となった工事等の実績を踏まえた結果による減額でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。17ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1,727万9,000円減額いたします。これは副町長の予算計上を含め人件費の減額によるものでございます。

18ページ、6目の企画費を2,108万8,000円を減額いたします。減額の主なものといたしまして、乗合タクシー予約等システム導入委託料の業者選定に係るプロポーザルの結果による残金を減額するものです。

22ページ、3款民生費の2目高齢者福祉費を1,073万4,000円を減額いたします。扶助費、老人保護措置費と介護保険事業会計繰出金の減額によるものです。

25ページ、4款衛生費の1目保健衛生費に942万3,000円を追加いたします。これは病院事業会

計繰出金の増によるものでございます。

28ページ、6款農林水産業費の9目土地改良事業費に800万円を追加いたします。これは今現在進めております西口区と上十町区の県営補助整備事業の予算が追加となったことから、それに対する町の負担金を追加するものでございます。

29ページ、下の段の8款土木費の1目土木総務費を2,108万9,000円減額いたします。これは28節繰出金として計上してある簡易水道事業繰出金と特定地域生活排水処理事業の事業会計の繰出金が、各事業の実績に基づきその額が減額となったものでございます。

32ページ、10款教育費の6目学校統合事業費を2,680万4,000円を減額いたします。これは大規模改修のための設計管理費等の入札残を減額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。第2表繰越明許費につきまして説明をいたします。

2款総務費の廃校管理経費として1,399万9,000円を繰り越すものです。熊本地震等の影響で、設計段階におきまして産業廃棄物業者からの見積り等が揃わず、工事着工が大幅に遅れたことによるものでございます。

その下、6款農林水産業費の団体営圃場整備事業経費を904万9,000円繰り越すものです。上板楠の圃場整備地区内にあります堤の盛土材の土質試験に日数を要したため繰り越すものです。

その下、8款土木費の西光寺中林線整備事業を1,164万5,000円繰り越すものです。これは中林にある専用水道の水源の移設に伴い、関係者との調整に日数を要したため繰り越すものでございます。

その下、11款災害復旧費の林業施設災害復旧事業を1,020万円繰り越すものです。設計段階におきまして、地権者との調整に日数を要したことにより繰り越すものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。第3表、地方債補正について説明をいたします。

補正にあたっては、各種事業の実績及び国・県との協議に基づき補正するものです。補正額が記載されておきませんので、上から事業名と補正額を申し上げます。

まず、県営圃場整備事業、これは過疎債、補正額が230万円の増になります。続きまして、農地流動化地域推進事業、過疎債のソフト、補正額160万円の減額。続きまして、道路整備事業、これは過疎債でございます。江田高野、西光寺中林線ほかでございます。補正額1,820万円の減。市町村合併支援道路整備事業、合併特例債でございます。和仁菊水線ほかでございます。補正額500万円増でございます。消防施設整備事業、合併特例債、これは上十町、板楠、用木の貯水槽と蜻浦の積載車分でございます。実績に応じまして90万円の減。続きまして、菊水区域学校施設改修事業、合併特例債でございます。補正額2,960万円の減。学校空調新設事業、合併特例債でございます。補正額290万円の減。災害復旧事業、災害復旧事業債でございます。番城グラウンド土砂崩れ、公共土木災害復旧、約28本の工事の残でございます。工事分でございます。補正額1,530万円の増でございます。

以上で説明を終わります。御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。



---

日程第17 議案第12号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）

○副議長（高巢泰廣君） 日程第17、議案第12号「平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第12号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください。

平成29年度和水町の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,138万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,956万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金については、それぞれ金額が確定したため、合計の4,625万4,000円減額補正しております。

次に、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、それぞれ交付申請額の積算によりまして、普通調整交付金のほうが4,787万4,000円の減額、特別調整交付金のうち病院事業部につきましては、事業の実績が上がりましたので252万8,000円減額しておりますが、合計では1,559万9,000円の増額となりまして、財政調整交付金合計としましては、3,227万5,000円減額補正しております。

次に4款1項1目の療養給付金等交付金は既に廃止されて、現在、経過措置中であります退職被保険者に係る療養給付金現年度分で、被保険者数が減少しておりますので、今年度の決定額の通知によりまして4,572万6,000円減額補正しております。

次の5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、同じく額の決定によりまして、1,723万4,000円減額補正しております。

8ページをお開きください。

8ページでは、2番目の表の6款県支出金、2項県補助金、1目財政調整交付金は、県のヒアリングのほうを終了しておりますので、見込額から2,974万7,000円を減額補正しております。

次の7款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金及び2目の保険財政共同安定化事業交付金は、国保連合会からの通知があっておりまして、合計で3,844万3,000円の減額補正をしております。

次の9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、基準繰入額の算定によりまして、

右端の説明欄に記載のとおり、保険基盤安定に係る繰入金と、それぞれ一般会計事務費まで、合計で794万円の増額補正となっております。

9ページをお開きください。

11款諸収入、4項雑入の1目一般被保険者等第三者納付金、3目一般被保険者返納金は、それぞれ返納がっておりますので、合計234万円増額補正をしております。

続きまして、10ページのほうをお開きください。歳出の主な科目を説明いたします。

2段目の表としまして、2款保険給付費、1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費から5目の診査支払手数料まで、2月診療までの見込額が出ましたので、積算しまして、合計で2,454万4,000円を減額補正しております。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費の1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費も、同じく2月までの診療が見込額であっておりますので、合計で385万円を減額補正しております。

続きまして、11ページをお開きください。

2段目の表、3款後期高齢者支援金等の1目後期高齢者支援金と3段目の表、6款介護納付金の1目介護納付金は、査定額からそれぞれ6,158万、1,702万2,000円の減額補正となっております。

次に、7款共同事業拠出金の1目高額医療費拠出金と、2目保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会からの拠出の見込額のほうが提示されましたので、合計で1,354万減額補正をしております。

次の8款保健事業費の1目特定健康診査等事業費は、人間ドックや特定保健指導の人数のほうで確定しましたので、合計で331万4,000円減額補正しております。

次は、12ページを御覧ください。

2段目の表、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の1目一般被保険者保険税還付金は、見込額のほうから100万円減額補正し、3目の償還金は支払基金のほうから決定通知がっておりますので、1,120万円を減額補正しております。

最後に、11款諸支出金、3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金は、特別調整交付金の対象となる町立病院の事業のほうで確定しましたので、252万8,000円を増額補正しております。

以上でございますが、2月26日に開催しました国保運営協議会にこの問題を諮問しまして、答申を受けたことを申し添え、議案第12号、平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第4号）の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

しばらく休憩します。11時20分から再開します。

---

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

---

○副議長（高巢泰廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第18 議案第13号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）

○副議長（高巢泰廣君） 日程第18、議案第13号「平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま議題となりました議案第13号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算の提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を開けていただきたいと思います。

平成29年度和水町の介護保険事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,720万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億379万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明に入ります前に、今回の補正は、国・県・基金、そういったところから金額の決定がきておりますので、そちらを充填しまして、歳出のほうも介護給付費が前年より少しずつ抑えられてきておりますので、そういったのを考慮して補正のほうをしているところでございます。

歳入歳出予算補正事項別明細書の資料を添付しておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。資料の5ページをお開けください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料120万円を減額補正して、2億5,566万2,000円計上しております。理由として考えられますのが、被保険者の移動が例年より多かったため、例えば死亡によるもの、あるいは転出等、そういったのが考えられます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金を1,104万7,000円増額補正し、2億6,384万円計上しております。この国の支出金、負担金分についてだけ歳入のほうはプラス補正といいますか、増額補正になっております。それ以外は全部減額となっておりますが、理由としては、国のほうが可能な限り精算交付が生じないように調整する率としまして、今回107%で調整をしております。予算の不足がないように、安全を見込むなどの適宜図られてということで、この分に関しては増額補正となっております。

同じく、国庫支出金の2項国庫補助金、1目調整交付金852万1,000円を減額し、1億2,450万8,000円とする。こちらのほうは第1号被保険者の総数に対する75歳以上の割合とか、各所得段階別の分布状況を考慮し、市町村格差による財政の不均衡を是正するために調整される交付金でございます。

続きまして、6ページを開けていただきたいと思います。県のほうです。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度負担金ということで、

1,186万4,000円を減額し、1億9,773万4,000円にしております。こちらのほうも介護給付費の減額による負担金の減額ということになっております。

続きまして、7ページになりますが、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,590万円を増額補正し、5,194万5,000円計上しております。こちらのほうはですね、財源調整の補正額ということで、決定に近いものが出ておりますので、こちらのほうも増額補正となっております。

続きまして、歳出のほうに入ります。歳出のほうは8ページです。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、こちらのほうは2,630万円を減額補正し、4億8,080万円計上しております。減額の内容としましては、訪問看護の580万円の減額、それから、訪問看護の50万円の減額、通所介護の2,000万円の減額が主な減額内容でございます。

続きまして、2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、こちらのほうは200万円を減額し、1億990万円計上しております。内容としましては、認知症対応型通所介護の100万円の減額、地域密着型通所介護の100万円の減額が主な減額です。

続きまして、同じく2款介護給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、こちらのほうを320万円減額し、4,486万4,000円計上をしております。こちらのほうはですね、介護予防通所介護の300万円の減額、それから、介護予防訪問看護の20万円の減額になっております。

続きまして、9ページのほうに入ります。4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービスを160万円減額し、2,023万2,000円計上しております。こちらのほうは、当初は週1回の開催を見込んでおりましたが、実績としては月2回から3回開催となったために減額補正をしております。

同じく4款ですが、1項介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費を339万5,000円減額補正しております。こちらのほうは、委託料のケアマネジメントA作成委託料でございます。こちらのほうは総合事業でやっております地域包括で作成しておりますので、その分委託を減らしてこちらの自前でやったということでございます。

それから、4款地域支援事業、2項一般介護予防事業、1目一般介護予防事業費を116万円減額補正して、938万2,000円計上しております。こちらのほうは、直営といいますか、町のほうでいわゆる介護予防教室のほうをですね、お茶の間筋トレといいますか、そちらのほうを自主的に開催ということで、その分ですね、減らしております。

以上をもちまして、議案第13号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第19 議案第14号 平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○副議長（高巢泰廣君） 日程第19、議案第14号「平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口幸広君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第14号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。

平成29年度和水町の特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,168万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用する経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

まず、歳入について申し上げます。6ページを御覧ください。

1款サービス収入、1項介護給付費、2目居宅サービス費収入を201万5,000円減額し、4,100万円としております。これはデイサービスに係る介護給付費で、収入見込額に基づき減額しております。

次に、1款サービス収入、2項自己負担金、2目居宅介護自己負担金収入を20万円減額し、930万8,000円としております。これは短期入所を利用された方が支払われる利用料金です。

次に、3款使用料及び手数料、1項使用料、1目給食サービス使用料を16万円減額し94万円としております。これは社協から委託を受けております配食サービス事業ですけれども、配食数が見込み数よりも少なく、減額しております。

次に、7款繰越金で226万3,000円増額し、1,425万1,000円としております。これは歳入財源調整による増額です。

続きまして、歳出について説明します。7ページを御覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費を25万2,000円減額し、4億7,210万9,000円としております。内訳は、2節の給料で13万9,000円減額し、3節の職員手当等で110万3,000円増額しております。また、4節の共済費で、一般職共済組合負担金を16万5,000円増額しております。次に、7節の賃金で652万4,000円減額しております。11節の需用費では160万円を増額しております。内訳は、燃料費が暖房用ボイラーで使用しますA重油の値上がりなどの影響で150万円を増額し、修繕料も不足見込額10万円を増額しております。次に、15節の工事請負費では、354万3,000円増額しております。これはきくすい荘の冷房施設でありますチラーの圧縮機が2基壊れており、取り替えを行うものですが、3ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費で529万2,000円計上しております。今回の工事請負費の補正分と予算残を合わせて、529万2,000円を次年度に繰り越すものです。圧縮機の交換につきましては、海外での

生産注文などの理由により、年度内の完了ができないため次年度へ繰り越すものです。

7 ページに戻ってください。

2 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅サービス事業費を14万増額し、3,857万4,000円としております。3 節の職員手当等で10万3,000円、4 節共済費で3 万7,000円を増額しております。

以上で、議案第14号、平成29年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第20 議案第15号 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○副議長（高巢泰廣君） 日程第20、議案第15号「平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第15号、平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

平成29年度和水町の簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ238万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,138万1,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

内容の主なものについて、歳出から御説明します。

予算書資料の6 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を91万6,000円減額し、934万8,000円となります。27節公課費について100万円を減額しております。これは、今年度消費税の確定申告を行ったところ、納税額が還付となったため減額するものです。同じく、総務費の2 項施工管理費を147万円減額し、2,387万2,000円となります。13節委託料について147万円減額しております。これは入札残により各委託料を減額するものです。

次に、歳入でございますが、5 ページを御覧ください。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金を1,944万4,000円減額し、2,007万7,000円となります。これは歳入歳出予算調整のために減額するものです。

6 款繰越金、1 項繰越金を1,705万8,000円増額し、2,005万8,000円となります。これは繰越金の確定により増額するものです。

以上で、議案第15号、平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についての提案

理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

---

**日程第21 議案第16号 平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）**

○副議長（高巢泰廣君） 日程第21、議案第16号「平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第16号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

平成29年度和水町の下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ14万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,322万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

内容の主なものについて、歳出から御説明します。

予算書資料の6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を10万2,000円減額し、863万5,000円となります。1節報酬を20万2,000円、9節旅費を3万6,000円減額しております。これは今年度下水道等運営審議会を開いていないため、委員報酬及び費用弁償を減額するものです。

次に、2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費を4万1,000円減額し、3,314万4,000円となります。11節需用費について、光熱水費を16万6,000円増額しております。これは主に浄化センターの電気使用量の増により増額するものです。12節役務費について、手数料を20万7,000円減額しております。これは水質検査業務の入札残による減額です。

次に、歳入でございますが、5ページを御覧ください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金を402万2,000円減額し、5,048万8,000円となります。これは歳入歳出予算調整のための減額です。

5款繰越金、1項繰越金を387万9,000円増額し、782万4,000円となります。これは繰越金の確定により増額補正を行うものです。

以上で、議案第16号、平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

---

**日程第22 議案第17号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）**

○副議長（高巢泰廣君） 日程第22、議案第17号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第17号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

平成29年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,944万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

内容について歳出から御説明します。

予算書資料の6ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を20万円減額し、26万7,000円となります。27節公課費について20万円を減額しております。これは、今年度消費税の確定申告を行ったところ、納税額が還付となったため減額するものです。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費を250万円減額し、7,523万1,000円となります。13節委託料について50万円を減額しております。これは、当初見込んでおりました浄化槽管理件数の減によるものです。15節工事請負費について200万円を減額しております。これは入札残及び設置人槽の実績による減額です。

次に、歳入でございますが、5ページを御覧ください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化総使用料を100万円減額し、3,337万1,000円となります。これは、当初見込んでおりました使用者件数の減によるものです。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目生活排水処理事業国庫補助金を60万3,000円減額し、918万3,000円となります。これは新設した浄化槽の人槽区分の実績による減額です。

5款繰入金、1項一般会計繰入金を667万円減額し、1,934万9,000円となります。これは歳入歳出予算調整のための減額を行ったものです。

6款繰越金、1項繰越金を557万3,000円増額し、619万8,000円となります。これは繰越の確定により増額補正を行うものです。

以上で、議案第17号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。



**日程第23 議案第18号 平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）**

○副議長（高巢泰廣君） 日程第23、議案第18号「平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第18号、平成29年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

表紙の裏面のほうをお開きください。

平成29年度和水町の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,475万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明します。

5ページのほうをお開きください。まず、歳入から説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料の1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、ともに実績のほうが増額が見込まれまして、800万円の増額補正となっております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金の2目保険基盤安定繰入金は、こちら金額のほうが決めたことから、353万7,000円の減額補正をしております。

続きまして、歳出のほうを説明いたします。6ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、こちらのほうも額が決めたため、446万3,000円増額補正しております。

次の4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、2目の還付加算金は20万円を増額補正しております。こちらは歳入のほうで、6款の諸収入のほうで対応する分となっております。

以上で、議案第18号、和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

**日程第24 議案第19号 平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）**

○副議長（高巢泰廣君） 日程第24、議案第19号「平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務部長 池田宝生君

○町立病院事務部長（池田宝生君） それでは、ただいま議題となりました議案第19号、平成29

年度和水町病院事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙裏面の１ページをお願いいたします。

総則、第１条、平成29年度和水町病院事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）第２条、平成29年度和水町病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

病院事業収益の収入、支出ともに4,464万1,000円を減額し、計の８億9,930万8,000円とするものです。

はじめに、収入から申し上げます。

第１款病院事業収益、第１項の医業収益を1,916万9,000円減額、第２項の医業外収益を2,391万5,000円の減額、第３項の健康管理センター収益を58万円増額、第４項の居宅介護支援事業収益を241万7,000円減額、第５項訪問看護事業収益を144万円増額。

次に支出です。第１款病院事業費用、第１項医業費用を4,359万3,000円の減額、第３項健康管理センター費用を18万7,000円の増額、第４項居宅介護支援事業費用を178万4,000円の減額、第５項訪問看護事業費用を3,000円の増額、特別損失を54万6,000円の増額をお願いしているものです。

今回の補正は、収入につきましては決算見込みによる増減となっており、支出につきましては、年度途中での職員の退職等に伴う減額が主なものになっております。

次に、第３条、資本的収入及び支出の補正ですが、当初予算の第４条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,986万5,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,838万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入については、ほぼ確定しました第１項出資金185万9,000円の増額、第２項企業債400万円の減額、支出の建設改良費の医療機器等の購入残361万8,000円を減額し、補正するものです。

次に、第４条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、当初予算、第７条中に定めた経費の金額を次のように改める。第１号、職員の給与費を第２条で説明しましたように、決算見込みによります余剰額3,722万6,000円の減額をお願いし、６億1,036万3,000円とするものでございます。

平成30年３月５日提出、和水町長、福原秀治でございます。

以上で、議案第19号、平成29年度和水町病院事業会計補正予算（第２号）の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程第25 議案第20号 平成30年度和水町一般会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第25、議案第20号「平成30年度和水町一般会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 議案第20号、平成30年度和水町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の一般会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61億3,275万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条、地方自治法第230条第1号の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料（職員手当及び共済費、賃金にかかる共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明に入ります前に、平成30年度の当初予算は、3月25日に町長選挙が執行されることに伴い、骨格予算として編成をしております。骨格予算と申し上げますのは、政策的経費のうち債務負担行為を設定している事業や国庫補助金事業で、年度当初補助申請を行う事業など、当然、当初予算において計上を必要とするもの、また、道路整備など、これまで計画的に整備をしてきた事業等に係る予算、住民に対する各種補助金等、条例、要項、要領に基づいた予算につきましては、計上するものでございます。

一方、事業費が多額な新規事業等については計上はいたしておりません。これらについては、改選後に補正予算により肉付けの編成を行うこととしております。

歳入歳出予算の総額を61億3,275万9,000円とするものであります。対前年度で約5%の減となっております。

それでは、当初予算の概要を説明させていただきます。

8ページを御覧いただきたいと思います。

対前年度との比較で、大きな款項目を中心に説明を申し上げます。

1款町税、本年度予算8億7,490万2,000円、対前年日出核で5,621万円の増となっております。これは平成29年度の補正予算でも触れましたとおり、徴収率のアップ、課税対象法人の掘り起こ

し等によるものでございます。

続いて、6款地方消費税交付金、本年度予算額1億8,042万円、対前年度比較で1,958万円の減となっております。平成28年度の実績を基準として計上しております。

10款地方交付税、本年度予算額29億6,983万5,000円、対前年度比較で2億6,591万3,000円の減となっております。これは平成29年度の見込額に国が示しております地方財政計画に基づきまして、マイナス2%の減、さらに合併算定替えから一本算定への移行する分を減じて算出をいたしております。

続いて、12款分担金及び負担金から14款国庫支出金においては、今回が骨格予算でありますので、具体的な事業等について計上していない予算でもあり、前年度との予算比較ではマイナスとなっております。

15款県支出金、本年度予算4億1,060万円、対前年度比較で1,425万2,000円の増となっております。この増加の主なものといたしましては、子ども子育て支援交付金、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金、及び人農地問題解決加速化支援事業分に係る増加によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、27ページをお開きください。

対前年度予算との比較で大きな項目について説明を申し上げます。

歳出の説明に移らせていただきます。なお、給料、職員手当と共済費の人件費につきましては、計上の基本的な事項といたしまして、退職者を除き既存職員の現在の配属を基本として計上をいたしております。新規採用職員分は配属先が決まっておりますので、一部を除きまして総務費に一括して計上をしているところでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の本年度予算額を3億9,562万6,000円計上します。対前年度比較で2,913万2,000円の減となっております。これは人件費の減並びに熊本県との人事交流負担金の減によるものでございます。

31ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費の本年度予算額を4,213万7,000円を計上いたします。対前年度比較で3,135万4,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、昨年度の予算計上の中に工事請負費といたしまして、旧春富小学校プール解体費用が含まれたことによるものでございます。

39ページを御覧いただきたいと思います。

2款総務費、2項町税費、1目税務総務費の本年度予算額を7,050万3,000円計上いたします。対前年度比較で1,973万8,000円の減となっております。この減額の主なものとしましては、人件費の減によるものです。

40ページを御覧いただきたいと思います。

40ページ2目賦課徴収費の本年度の予算額を2,786万2,000円計上いたします。対前年度比較で

911万9,000円の減となっております。この減額の主なものといたしましては、昨年度の予算の中に負担金として航空写真による地図作製費が含まれていたことによるものでございます。その下、1目戸籍住民基本台帳費の対前年度比較で1,540万4,000円の増となっております。これは人件費の増によるものでございます。

43ページをお開きください。

43ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の本年度予算を2億2,410万3,000円を計上します。対前年度比較で1,792万4,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、44ページに起債しております繰出金、国民健康保険事業繰出金の増によるものでございます。

44ページ、その下、2目高齢者福祉費、本年度予算額を2億5,576万7,000円計上いたします。対前年度比較で1,953万7,000円の減となっております。減額の主なものといたしましては、45ページに記載しております繰出金、介護保険事業会計並びに特別養護老人ホーム事業会計繰出金の増によるものでございます。減ですね、失礼いたしました。

すみません、失礼いたしました。45ページの介護保険事業会計と特別養護老人ホーム事業会計の繰出金の減です。減によるものでございます。

48ページを御覧いただきたいと思います。7目後期高齢者医療の対前年度比較で1,885万円の減となっております。この減の主なものといたしましては、後期高齢者の医療給付費負担の減によるものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の本年度予算額を4億6,343万3,000円を計上いたしております。対前年度比較で1,662万円の増となっております。この増の主なものといたしましては、49ページ、19節の保育所等給付費負担金の増によるものでございます。

52ページを御覧いただきたいと思います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の本年度予算額を3億1,296万1,000円計上いたしております。対前年で5,833万5,000円の増となっております。この増の主なものといたしましては、28節繰出金の簡易水道事業会計並びに特定地域生活排水処理事業会計繰出金を土木費に前年度は計上いたしておりましたものを、決算統計の仕分けと合わせまして今年度からこの衛生費に移行して計上いたしたことによる増額でございます。

56ページを御覧いただきたいと思います。

下のほう、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の本年度予算を2億1,991万8,000円を計上いたします。対前年で446万4,000円の増となっております。この増の主なものといたしましては、57ページ、19節一部組合衛生清掃費負担金の増によるものです。第1衛生センター建設工事に係る増加分でございます。

60ページを御覧いただきたいと思います。

6款農林水産業費、1項農業費、9目土地改良事業費の本年度予算額を3,633万2,000円を計上いたします。対前年で2,226万2,000円の増となっております。主な原因といたしましては、61ページ、19節県営補助整備事業の増によるものでございます。県営事業として実施している補助整

備事業の事業増によるものでございます。

63ページを御覧いただきたいと思います。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費の本年度予算を6,051万2,000円計上いたしております。対前年で1,290万6,000円の増となっております。この増加の主なものといたしましては、大河ドラマ決定に伴う人件費の増によるものでございます。

67ページを御覧いただきたいと思います。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費の本年度予算を7,967万4,000円計上いたしております。対前年で4,940万3,000円の減となっております。この減額の主なものとしましては、先ほど4 款の衛生費の中で申し上げました28節繰出金の簡易水道事業会計並びに特定地域生活排水処理事業会計繰出金を昨年度までは土木費、ここの欄に計上いたしたものでございます。決算統計の仕分けと併せて今年度から衛生費に移動して計上していることによる減額でございます。

69ページを御覧いただきたいと思います。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費、単独の本年度予算を1 億1,554万9,000円計上いたしております。対前年度比較で4,858万5,000円の減となっております。この減額の主なものといたしましては、15節工事請負費並びに13節の委託料の減によるものです。骨格予算でありますので、これまでの既存計画に基づいた路線のみの工事費を計上いたしておるところでございます。

70ページをお開きください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費、補助分でございます。本年度予算額を3 億2,340万円計上いたしております。対前年度で8,623万円の増となっております。増の主なものといたしましては、15節工事請負費の増によるものです。江田高野線、西光寺中林線、内田吹野線に係る事業費でございます。この路線は、社会資本整備総合交付金を財源の一部とするもので、交付金の確保においては、前年度から国に対し調整を行い、本要望を踏まえ国においても予算措置されるもので、継続的計画に基づいた事業でありますので、当初から計上をさせていただいております。

71ページをお開きください。

8 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費の本年度予算を3,687万5,000円計上いたします。対前年度比較で987万4,000円の減となっております。この減額の主なものといたしましては、昨年度の委託料に公営住宅長寿命化計画見直し業務委託料が含まれていたことによるものでございます。

72ページをお開きください。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費の本年度予算額を1 億8,264万円計上いたします。対前年で957万6,000円の増となっております。増の主なものといたしましては、19節の一部事務組合消防費負担金の増によるものです。有明消防本部庁舎並びに玉名消防署の設計等の増によるものでございます。

74ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の本年度予算額を1億2,345万2,000円計上いたします。対前年で1,501万1,000円の増となっております。この増額の主なものといたしまして、人事異動による人件費の増によるものでございます。

77ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、6目学校統合事業費の本年度予算額を391万2,000円計上いたします。対前年で1億2,790万8,000円の減となっております。この減額の主なものといたしましては、昨年度の委託料の中に菊水中学校、菊水中央小学校の校舎改修等の設計監理委託料が計上されていたことによるものでございます。

その下、10款教育費、2項小学校費、1学校管理費の本年度予算額を6,420万2,000円計上いたします。対前年2,661万円の減となっております。この主なものといたしましては、昨年度、町内の小学校各教室へのエアコン設置工事が計上されていたことによるものでございます。

79ページをお開きください。

同じく10款教育費、3項中学校の対前年度予算額の1,655万9,000円の減額についても、昨年度のエアコン設置工事分が減額の原因となっております。

83ページをお開きください。

10款教育費、4項社会教育費、3目公民館費の本年度予算を3,461万9,000円計上いたします。対前年1,233万円の減となっております。減額の主なものといたしましては、工事請負費の減でございます。

87ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費の本年度予算を3,689万1,000円計上いたします。対前年度比較で2,294万8,000円の減となっております。主な減額の要因といたしましては、昨年度は番城グラウンド整備設計業務管理委託並びにグラウンド整備工事が計上されていたことによるものでございます。

88ページを御覧ください。

同じく教育費の5項保健体育費、3目学校共同調理場の本年度予算額を1億480万1,000円計上いたします。対前年度で789万3,000円の増となっております。この増額の主なものといたしましては、89ページ、備品購入費の食器器具消毒保管機購入費並びに学校給食配送車購入費によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。

第2表、債務負担行為を御覧ください。上から和水町福祉センター指定管理業務、並びにその下、和水町三加和温泉ふろさと交流センター及び和水町緑彩館指定管理業務に係る指定期間と指定管理料の限度額を定めたものでございます。下の二つの事項は、菊水中央小学校並びに町内小中学校教職員用の情報末端機器導入事業に伴うパソコンのリース事業に係る期間と限度額を定めたものでございます。

続きまして、7ページ、第3表の地方債を御覧ください。

上から、県営圃場整備事業、過疎債、限度額2,700万、農地流動化地域推進事業、過疎債ソフト限度額1,000万、続きまして、道路整備事業、過疎債、限度額2億2,420万円、続きまして、土木費補助、過疎債ソフトでございます。限度額3,300万、続きまして、市町村合併支援道路整備事業、合併特例債限度額810万、消防施設整備事業、合併特例債、限度額140万、臨時財政対策債、限度額1億5,000万、子ども医療助成事業過疎債ソフト、限度額3,750万、出生祝い金支給事業、過疎債ソフト、限度額1,200万円でございます。

以上で、平成30年一般会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（高巢泰廣君） しばらく休憩します。午後は1時15分からり会議を開きます。

---

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

---

○副議長（高巢泰廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第26 議案第21号 平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第26、議案第21号「平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第21号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面のほうをお開きください

平成30年度和水町の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6,727万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

まず、国民健康保険事業のほうは、平成30年度から都道府県に移行することに伴いまして、予算書の勘定科目のほうに変更が生じておりますので、3ページのほうを見ていただきたいと思います。歳入の部になりますが、ここにあります11の諸収入から下の部分というのが、今回都道府県に移行に伴いまして、勘定科目を廃止している項目となります。

次の4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

歳出でも同じように、11款の予備費から下の部分につきまして、今回勘定科目が廃止となっております。前年度は数字がありますが、当初がゼロということとなっております。



では、歳入の主な科目のほうから説明いたします。

5ページのほうをお開きください。

1款1項国民健康保険税、こちらのほうは収納率等のアップによりまして、前年度予算に比べまして2,697万増の3億93万2,000円を計上しております。

次に、6ページのほうをお開きください。

2段目の表になりますが、6款県支出金、1項県負担金の2項県補助金、1目保険給付事業費等交付金10億4,177万4,000円を計上しております。これは国保事業の都道府県化に伴いまして、今まで国庫補助金や連合会からの繰り入れなどがありましたが、今回この勘定科目のほうに一本化されて計上しておるところとなります。

次の9款繰入金、1目一般会計繰入金は、前年比の1,123万5,000円の増の1億2,374万1,000円を計上しております。

続きまして、歳出の項目を御説明します。

10ページのほうをお開きください。

1款総務費、1目一般管理費は、職員の給与や事務経費として2,006万3,000円を計上しております。2目連合会負担金として116万2,000円を計上しております。

続きまして、11ページを御覧ください。

一番下のほうの表になりますが、2款保険給付費、1項療養諸費の1目から5目まで、合わせて8億5,176万2,000円計上しております。これは一般被保険者や退職者の入院、外来、歯科、調剤など、医療機関に係る経費を計上しているところです。

次に、12ページをお開きください。

2款保険給付費、2項高額療養費の1目から4目まで、合計で1億2,493万円を計上しております。これは国保の被保険者の方が、医療機関での診療や検査、投薬、入院などの医療行為を受けたとき、一部負担金が自己負担額を超えた場合、現物給付に係る費用となっております。

次に、13ページを御覧ください。

二つ目の表のところで、3款国民健康保険事業費給付金、1項医療給付分、次の2項後期高齢者支援金等分、次の3項介護給付金分、この部分が平成30年度から都道府県下に移行した段階で、新しく新設した科目となります。すべて熊本県へ給付する分となりまして、熊本県が試算した給付金額をそれぞれ計上しているところです。

次に、14ページをお開きください。

6款保健事業費、1項1目特定検査診査等事業費、これは特定健診、人間ドック等に係る費用として、2,002万4,000円を計上しております。

次の6款、2項保健事業費として、保健衛生普及費は、あんま・鍼・灸の補助として192万8,000円を計上しております。同じく2目の疾病予防費のほうは、特定健診または保健指導、データヘルスなどの計画を行うために、費用としまして924万6,000円を計上しております。

15ページをお開きください。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、過年度の療養給付費等の負担金の

返還金として2,000万円を計上しております。

次に、9款諸支出金、3項繰出金、2目の直進診療施設等勘定繰出金は、町立病院のほう保健事業等事業をされておりますので、その部分を町立病院のほうへ、繰出金として3,740万2,000円を計上しております。

以上でございますが、この部分も2月26日に開催しました国保運営協議会のほうで諮問しまして、答申を受けたことを申し添えまして、議案第21号、平成30年度和水町国民健康保険事業会計予算の提案理由の説明いたします。

御審議のうえ、承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第27 議案第22号 平成30年度和水町介護保険事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第27、議案第22号「平成30年度和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま議題となりました議案第22号、平成30年度和水町介護保険事業会計予算につきまして、提案理由の説明いたします。

表紙の裏面を御覧いただきたいと思います。

平成30年度和水町の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,102万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、各項に計上した給料（職員手当及び共済費）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

詳細につきまして説明する前に、まず最初に、平成30年度から介護保険制度の改正に伴いまして、いくつか改正されております。まず、保険料の所得段階は、これまでのとおり第6期と一緒に第1段階から第9段階までございますが、その中の7、8、9の多段階の所得金額の上限が少し改正されております。また、第6期計画期間では、介護保険給付費及び地域支援事業費の給付費のうち、65歳以上の第1号被保険者の負担割合が22%でしたが、第7期計画期間においては、

国の法令改正により負担割合が23%となっております。

2号のほうの40歳から64歳のほうが28%から27%に減っております。そういうことを踏まえまして、平成30年度の予算を提案させていただきます。

それでは、3ページのほうを御覧いただきたいと思います。事項別明細書ですが、今回前年度に比べまして1,575万2,000円増額の当初予算となっております。

3款の国庫支出金、それから4款の支払基金交付金、そのほか減額になっております。

詳細につきましては、歳入歳出とも資料を添付しておりますので、そちらに基づき説明をさせていただきます。

それでは、まず最初に、歳出の9ページのほうから説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料になりますが、その中の説明のところで、システム改修委託料として239万8,000円計上しております。こちらは平成30年8月施行の介護保険制度改正に伴うシステム改修でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

10ページの下の方になりますが、2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費を前年度より1,980万円減額しております。主な減額としましては、通所介護が約2,080万円になりますが、平成28年度、29年度の実績、また実績見込みにより減額をしております。それから、同じく5目の施設介護サービス給付費を600万こちらのほうは増額しておりますが、理由としましては、介護老人保健施設の3,000万円の増額、それが主な原因とかになります。

続きまして、11ページになります。

中段のところ、2款介護給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、こちらのほうを1,991万4,000円減額しております。こちらのほうは、平成30年度に町総合事業へ完全に移行したための減額となっております。

続きまして、13ページになります。

13ページの4款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、こちらを前年度に対しまして213万円減額しております。その中の13節委託料の一番下になりますが、介護予防教室委託料、こちらのほうをですね、各地区でお茶の間筋トレをしておりますが、少しずつではありますが、自主活動というふうにだんだん変わってきて、町からですね、行ってからではなく、自分たちで活動されてるのが増えてきておりますので、そのあたりの分を減額しております。

それから、同じく13ページの4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目相談事業費、この中で230万増額しております。こちらのほうは7節の賃金になります。今まで一般会計からこの分を組んでおりましたが、今度介護保険の中の地域支援事業のほうに組んでるため、その分が増額になっております。

続きまして、15ページになります。5款積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備積立金、こちらのほうを5,000万円本年度計上させていただいております。これまで繰越金が1億5,300万

ほどございまして、その中の本当はもうちょっとすべきかどうかあれしたんですが、5,000万円の積立基金のほうをこちらで組んでおります。

歳出は以上ですが、続きまして、歳入のほうに移りますので、5ページのほうをお戻りください。こちらの中の中段になります。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、こちらは706万2,000円前年度より減額しております。こちらのほうは介護給付費が少しずつ年々下がっておりまして、その給付費の減額によるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページの4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、こちらのほうで地域支援事業と併せまして2,406万7,000円減額しておりますが、先ほど冒頭で申しましたように、負担率が2号の被保険者の方が28%から27%となり、1%削減されたための減額となっております。

続きまして、5款県支出金、それから2項県補助金、1目地域支援事業交付金の介護予防事業、それから、2目の包括的支援事業・任意事業、こちらのほうは介護給付費の減額により若干減額のほうをさせていただいております。

それから、7ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうの一般会計の7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金から5目の低所得者保険料軽減繰入金で、合計の588万8,000円前年度より減額しております。こちらでも介護給付費減に伴う減額でございます。

それから、その下になりますが、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、こちらのほうで5,819万8,000円前年度より増額しております。こちらのほうは、やはり歳入のほうで、基金繰入、積立基金を増額予定しておりますので、そちらの影響分であります。

以上で歳入の説明を終わります。

議案第22号、平成30年度和水町介護保険事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程第28 議案第23号 平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第28、議案第23号「平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口幸広君

○特別養護老人ホーム施設長（樋口幸広君） 議案第23号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,844万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）第2条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

歳入の主なものについて説明します。

5ページを御覧ください。主なものにつきまして説明いたします。

1款サービス収入、1項介護給付費、1目施設介護サービス費収入が、本年度の収入実績等に基づき80万円増額の3億2,880万円を計上しております。次に、2目の居宅介護サービス費収入は、257万5,000円減額し、4,044万円を計上しております。1節の短期入所生活介護費収入及び2節の通所介護費収入は、平成30年度から始まります第7期介護保険の報酬改定におきまして、きくすい荘のサービス形態の報酬単価が減額されることに伴い、減収を見込んでおります。

次に、1款サービス収入、2項自己負担金、1目施設介護自己負担金収入は、本年度の収入実績等に基づき、100万円減の6,600万1,000円を計上しております。次に、2目の居宅介護自己負担金収入は、50万8,000円減の900万を計上しております。1節の短期入所自己負担金収入及び2節の通所介護自己負担金収入は、2目の居宅介護サービス費収入で説明しましたとおり、報酬改定の減額により減収を見込んでおります。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金の4目で、その他負担金を新設し、222万円を計上しております。5ページと6ページにまたがっておりますが、5ページの預り金出納管理負担金、月額1,000円と、6ページの栄養補助食品等負担金実費分は、29年度まで雑入で入れておりましたものを負担金に組み替えたものです。

次に、7款繰越金は、前年度から300万増額し、1,500万円を計上しております。

7ページを御覧ください。

8款諸収入、1項雑入は195万6,000円減額し、94万9,000円を計上しております。これは2款分担金及び負担金のところで説明しましたとおり、予算の組替えが主な理由です。

9款繰入金、1項一般会計繰入金は、大変申し訳ございませんが、前年度と比較して1,092万円減額ではありますが、1,475万3,000円の繰り入れをお願いいたします。

続きまして、歳出について説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、前年度から1,412万6,000円を減額し、4億3,961万8,000円を計上しております。特養とショートの正職員43名と臨時職員14名、合計57名の人件費と施設の維持管理費、光熱費、委託料などです。増額の主な内訳は、2節の給料で、前年度から179万2,000円を増額し、1億3,039万8,000円を計上しております。7節の賃金で、前年度から1,179万6,000円を減額し、2,849万7,000円を計上しております。これは前年度、臨時介護士などで19名分を計上していたものを、13名に減らしたことが主な理由となっております。

9ページを御覧ください。

11節の需用費の修繕料が前年度から106万円増額し、事業用資産と維持補修費合わせて306万円を計上しております。

10ページを御覧ください。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費につきましては、前年度から301万8,000円を増額し、3,782万2,000円を計上しております。これはデイサービスセンター職員3名と臨時職員4名、計7名の人件費、それと施設の維持管理、消耗品、車検代などです。増額の主な理由は、2節の給料が前年度から119万8,000円増額し、1,126万9,000円を計上しております。11節の需用費は、前年度から12万1,000円を減額し617万円を計上しております。これは主に電気料や燃料費などとなっております。

11ページを御覧ください。

4款予備費は前年と同額の100万円を計上しております。

以上で、議案第23号、平成30年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第29 議案第24号 平成30年度和水町簡易水道事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第29、議案第24号「平成30年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第24号、平成30年度和水町簡易水道事業会計予算について、提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の簡易水道事業会計の予算。平成30年度和水町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,060万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

平成30年度の当初予算につきまして、主なものについて御説明いたします。

まず歳入について御説明します。予算書資料の5ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節水道事業加入負担金として24万1,000円を計上しております。これは30年度、3件の新規加入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節水道使用料として2,317万3,000円を計上しております。これは給水件数約510件、月193万1,000円の使用料として計上しております。

す。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金として2,418万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明します。7 ページを御覧ください。

2 款衛生費、1 項施設管理費、11 節需用費で1,010万6,000円を計上しております。主なものとして、消耗品159万6,000円は、塩素薬液費や水道機材費を計上しております。修繕料の100万円及び406万9,000円は設備機器の維持修繕料や馬場統合施設の発電機修繕工事、量水器のオーバーホール、漏水修繕費として計上しております。13 節委託料に268万2,000円を計上しております。施設管理や保守管理及び量水器や量水器ボックス等の取替委託料18万4,000円を計上しております

3 款公債費、1 項公債費については、1 目元金の償還金として2,297万4,000円、2 目利子の償還金として333万2,000円を計上しております。

以上で、議案第24号、平成30年度和水町簡易水道事業会計予算につきましての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第30 議案第25号 平成30年度和水町下水道事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第30、議案第25号「平成30年度和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第25号、平成30年度和水町下水道事業会計予算についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,493万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

平成30年度の当初予算について、主なものについて御説明いたします。

まず歳入について御説明します。予算書資料の5 ページを御覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目受益者分担金として90万1,000円を計上しております。これは平成30年度6件の接続を見込んでおり、その分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料として2,520万1,000円を計上しております。これは現在433件が下水道へ接続されており、月210万円の使用料として計上しております。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金として3,475万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

2款土木費、1項下水道費、1目下水道施設運営費、11節需用費で1,125万3,000円を計上しております。主なものとしまして、修繕料455万4,000円を計上しております。供用開始後12年を経過しております、浄化センターの適切な維持管理を行っていくため、浄化センター及び管渠等の修繕費、マンホールポンプの整備費等を計上しております。13節委託料として1,216万円を計上しております。主なものとしまして、浄化センター等の施設管理委託料971万6,000円、汚泥の運搬処理委託料である産業廃棄物処理委託料207万4,000円を計上しております。

3款公債費、1項公債費については、1目元金の償還金として2,238万6,000円、2目利子の償還金として560万8,000円を計上しております。

以上で、議案第25号、平成30年度和水町下水道事業会計予算についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

---

#### 日程第31 議案第26号 平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第31、議案第26号「平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 議案第26号、平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算についての提案理由の説明をいたします。

表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計予算。

平成30年度和水町の特定地域生活排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億206万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、リース及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

平成30年の当初予算について、主なものにつきまして御説明いたします。

まず、歳入について御説明します。予算書資料の6ページを御覧ください。

1款の分担金及び負担金、1項分担金、1目生活排水処理事業分担金、1節受益者加入分担金として、433万1,000円を計上しております。これは30年度、25基の浄化槽設置を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化槽使用料として3,358万4,000円を計上しており



ます。こちらのほうは既設分の632基の月平均使用料275万円に新規設置使用料を見込んで計上しております。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目生活排水処理事業国庫補助金として、1,035万3,000円を計上しております。これは浄化槽設置に係る事業費3分の1を国の補助として受けるものでありまして、30年度、25基設置を見込んでいますのでございます。

7ページを御覧ください。

8款町債、1目衛生債に2,400万円を計上しております。下水道事業債として1,200万円、過疎対策事業債として1,200万円を、30年度の浄化槽見込み25基の事業費に充てるために計上しております。

次に、歳出について御説明します。8ページを御覧ください。

2款衛生費、1項下水道費、1目特定地域生活排水処理施設管理費、13節委託料で3,394万3,000円を計上しております。これは浄化槽清掃管理委託料として、既設の632基に新規設置等を見込んだ予算となっております。同じく、15節工事請負費で3,925万8,000円を計上しております。これは30年度、25基の浄化槽設置を見込んでるところでございます。

以上で、議案第26号、平成30年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算についての提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いします。

---

## 日程第32 議案第27号 平成30年度和水町春富財産区特別会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第32、議案第27号「平成30年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長 冨下健次君

○住民課長（冨下健次君） 議案第27号、平成30年度和水町春富財産区特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。表紙の裏面を御覧ください。

平成30年度和水町の春富財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料（職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

春富財産区は、旧三加和町の西吉地上和仁に約20.3ヘクタールの保安林を有し、春富地区の管理会委員7名により、管理会等を兼ねて毎年3回の境界確認や除草作業を実施して、春富財産区

の管理をしています。

1 ページを御覧ください。

歳入のほとんどは前年度繰越金30万円で、その他財産収入と諸収入のそれぞれ1,000円を計上し、歳入合計は30万2,000円です。歳出については、事項別明細書 6 ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、財産区管理委員会費として、委員会 2 回分にかかわる報酬等で、12万3,000円、2 目財産管理費として、管理作業に伴う賃金、労災保険等に 7 万9,000円を計上しており、また、2 款の予備費に10万円を計上しております。総額30万2,000円を計上しております。

以上で、議案第27号、平成30年度和水町春富財産区特別会計予算の提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第33 議案第28号 平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第33、議案第28号「平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 議案第28号、平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計予算につきまして説明をいたします。表紙の裏面のほうをお開きください。

平成30年度和水町の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,267万3,000円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

説明につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明申し上げます。

5 ページのほうをお開きください。歳入の主な科目から御説明いたします。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料の1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料、これは広域連合のほうの試算によりまして、合計で8,907万円を計上しております。税率のほうは、平成28年度と同じ税率となっております。

次に、中ほどの4 款繰入金、1 項一般会計繰入金の1 目事業費繰入金は、職員の人件費等で490万6,000円を計上しております。2 目の保険基盤安定基金繰入金は、保険料軽減の補てんであり、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、熊本県の広域連合のほうからの試算に基づきまして、5,924万1,000円を計上しております。

次の1 款、1 項、1 目の繰越金は、前年度からの繰越金で、236万6,000円を計上しております。

次に、6 ページをお開きください。

中段の表になります。6 款諸収入、4 項受託事業収入、1 目後期高齢者医療広域連合受託事業、

この収入につきましては、健診または人間ドック等の合計で、667万5,000円を計上しております。

次に、主な歳出のほうを御説明いたします。7ページをお開きください。

1款総務費、1目一般管理費は、職員の給与及び事務経費等606万1,000円を計上しております。

次の1款総務費、2項、1目徴収費は、保険料徴収に係る事務費として、74万4,000円を計上しております。こちらの分は、システムの改修に伴う委託料が、昨年に比べて増額となっております。

次の2款、1項、1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の方から納付いただいています保険料と、一般会計から繰り入れる保険基盤安定負担金を広域連合のほうへ納付する必要があります。1億4,830万9,000円を計上しております。

8ページのほうをお開きください。

3款保健事業費、1項健康維持増進事業費、こちらのほうは、広域連合のほうからの資料をもとに、健診また人間ドック、歯科検診の費用及びその事務費として、648万8,000円を計上しております。

以上で、議案第28号、平成30年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算の提案理由といたします。

御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第34 議案第29号 平成30年度和水町病院事業会計予算

○副議長（高巢泰廣君） 日程第34、議案第29号「平成30年度和水町病院事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町立病院事務部長 池田宝生君

○町立病院事務部長（池田宝生君） ただいま議題となりました議案第29号、平成30年度和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条が総則です。第2条に業務の予定量を定めております。1号の病床数は、3階の一般病棟49床、このうち地域包括ケア病床10床、4階の療養型病棟が42床となっております。介護病床は平成30年1月末で廃止しております。2号の年間入院患者数延べ数は、1日平均66人を見込んでおり、2万4,000人としております。

3号の年間外来患者数は、1日平均105人で2万5,500人を見込んでおりますが、この数字は、あくまでも見込みの延べ患者数ということで計上いたしております。4号の主要な建設改良事業の資産購入費は、医療用備品購入で、各部署が共有しておりますオーダーリングシステムのサーバーの更新等を予定しております。4,232万1,000円としています。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、支出ともに8億5,347万3,000円としております。この予算額は、前年度の当初予算に比べまして、8,796万8,000円の減となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入を7,298万5,000円、資本的支出を1億555万3,000円となり、不足額の3,256万8,000円を、過年度分及び当年度分消費税資本的収入調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

次に、一次借入金です。第5条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。1号では、収益的支出における各項間の流用、2号で資本的支出における各項間の流用ができることをうたっております。

次に、第7条で議会の議決を経なければ流用ができない経費といたしまして、1号で職員給与費5億7,798万6,000円、2号で公債費30万としております。

3ページですが、棚卸資産購入限度額、第8条で棚卸資産の購入限度額は6,569万3,000円と定める。これは、医療費用の材料費を計上しております。

平成30年3月5日提出、和水町長、福原秀治でございます。

なお、次の4ページから7ページに、平成30年度和水町病院事業会計予算実施計画書で、収益的収入及び支出についての予定額を計上しております。

また、8ページ、9ページは、資本的収入及び支出についての予定額となっております。

10ページをお願いします。10ページと11ページは予定キャッシュフロー計算書になっております。年間の業務活動、投資活動、財務活動を、それぞれの金の動きを示したものです。

次に、12ページをお願いいたします。12ページから17ページは、給与費の明細ということになっております。

次に、18ページです。18ページ、19ページは、平成30年度の予算執行後の平成31年3月31日での財産の状況を想定しました予定貸借対照表となります。

それから20ページ、21ページが、平成29年度1年間の営業活動を行った上での平成30年3月31日現在での決算見込みを行った予定損益計算書となっております。

次に、22ページ、23ページが、平成29年度末での財産の状況を想定した予定貸借対照表として、計上してるものでございます。

続きまして、24ページですが、24ページから39ページは、収益的収入及び支出につきましの予算説明書となっております。

また、40ページから43ページで、資本的収入及び支出の予算説明書として添付しておるものでございます。

以上、簡単ですが、議案第29号、平成30年度和水町病院事業会計予算について、提案理由の説明を終わります。

御審議のうえ、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

---

○副議長（高巢泰廣君） お諮りします。議案第20号、平成30年度和水町一般会計予算から議案

第29号、平成30年度和水町病院事業会計予算までの審査については、委員会の審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○副議長（高巢泰廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第29号までの審査については、委員会の審査とすることに決定しました。

---

#### 日程第35 陳情等の委員会付託等について

○副議長（高巢泰廣君） 日程第35、陳情等の委員会付託等について。

本日までに受理した陳情等は、お手元にお配りしました陳情等文書受付一覧表のとおり配付しましたので報告します。

---

○副議長（高巢泰廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。6日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

---

散会 午後2時06分